

香芝市告示第180号

香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱を次のように定める。

令和7年8月25日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の視察（公益上必要な目的をもって保育所等に赴き、当該保育所等の実情等を調査することをいう。ただし、香芝市の市長及び副市長並びに香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長及び委員並びに香芝市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。）が行うものを除く。以下単に「視察」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(視察の受入日等)

第2条 視察を受け入れる日は、香芝市立保育所にあつては香芝市立保育所設置条例施行規則（平成8年規則第3号）第3条第2項に定める休所日以外の日と、香芝市立認定こども園にあつては香芝市立認定こども園条例施行規則（平成28年規則第40号）第6条に定める休業日以外の日とする。

2 視察を受け入れる時間は、保育所等の児童が降所し、又は降園した時間以降の時間とし、1回につき1時間以内とする。

(視察の申請)

第3条 視察を希望する者（以下「申請者」という。）は、視察をしようとする日から起算して1月前までに、保育所等視察申請書（第1号様式）に視察をしようとする保育所等の名称、視察の目的、内容及び場所並びに視察を希望する日時を記載し、次の事項に同意をした上で、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等において写真、動画等を撮影し、及び録音しないこと。
- (2) 視察により知り得た個人情報等を漏らさないこと。
- (3) 視察後において写真、動画等を撮影し、又は録音したことが判明した場合は、直ちに削除すること。
- (4) 次条第2項後段の規定により、視察の受入れを中止する場合があること。

(視察の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、保育所等の保育所長又は認定こども園長（以下「施設長」という。）と協議の上、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、必要な条件を付して

視察の受入れを決定することができる。この場合において、市長は、視察を受け入れる日時について、申請者の承諾を得て変更することができるものとする。

- (1) 視察の目的が公益上必要なものであること。
- (2) 視察の内容が保育所等の運営に支障を来さないものであること。
- (3) 視察の日時及び時間が保育所等の運営に支障を来さないものであること。
- (4) 視察の目的が資料の提供その他の方法によっては達成することができないものであること。

2 市長は、前項の規定により視察の受入れを決定したときは、保育所等視察受入決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、視察の受入れを決定した以降において保育所等の運営上支障が生じたときは、視察の受入れを中止することができる。

3 視察に関する事務を所掌する課の長は、前項の規定により視察の受入れが決定されたときは、市長公室秘書広報課長、保育所等の施設長その他関係する課室の長に当該視察の内容等を通知するものとする。

4 申請者は、第2項の規定による決定の通知を受けたときは、その決定について保育所等視察日時承諾書（第3号様式）により承諾するものとする。

（視察の実施）

第5条 市長は、視察の実施に当たっては、視察を受け入れる保育所等において必要最小限の範囲に限って行うものとし、保育所等の施設の管理上及び児童の個人情報の保護を図る上で支障のある場所は、視察の対象としないものとする。

2 市長は、視察する者が第3条に規定する同意事項を遵守するために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

保育所等視察申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

保育所等の視察について、香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 保 育 所 等 の 名 称

2 視 察 の 目 的

3 視察の内容及び場所

4 視 察 希 望 日 時 年 月 日

時 分から 時 分まで

なお、視察の受入れ日時が上記の希望日時と異なる日時となる場合について、次にチェックを入れてください。

☐ 事前の調整により日程を変更することは、可能である。

☐ 上記希望日時以外に日程を変更することは、不可である。

5 同 意 欄

次の事項について、チェックを入れてください。

☐ 保育所等において写真、動画等を撮影し、及び録音しないこと。

☐ 視察により知り得た個人情報を漏らさないこと。

☐ 視察後において写真、動画等を撮影し、又は録音したことが判明した場合は、直ちに削除すること。

☐ 視察の受入れの決定があった以降において、保育所等の運営上支障が生じることにより、やむを得ず視察の受入れを中止する場合があること。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



保育所等視察受入決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育所等の視察については、次のとおり決定しましたので、香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

- 1 保育所等の名称

- 2 視察受入日時 年 月 日
時 分から 時 分まで

- ### 3 受入れの条件

